

平成27年度から次期中長期目標期間が開始される 独立行政法人の中長期計画(案)のポイント

＜平成27年度から次期中長期目標期間が開始される法人(1法人)＞
日本原子力研究開発機構

1. 中長期計画について

(改正後の独立行政法人通則法第35条の5)

- 中長期計画：国立研究開発法人が作成する、中長期目標(※)を達成するための具体的措置や資金に関する計画。主務大臣が認可。

※中長期目標：5年以上7年以下の期間において国立研究開発法人が達成すべき業務運営に関する目標。主務大臣が定め、国立研究開発法人に指示。主務大臣は、中長期目標を定めようとするときは、あらかじめ、研究開発の事務及び事業に関する事項について、研究開発に関する審議会の意見を聴いたうえで、独立行政法人評価制度委員会の意見を聴かなければならない。(第35条の4)

2. 次期中長期計画(案)のポイント

- 「独立行政法人等の組織及び業務全般の見直し内容※」(平成27年1月30日文部科学大臣決定)を反映。

※総務省 政策評価・独立行政法人評価委員会(政独委)による「勧告の方向性」の趣旨を踏まえ文部科学大臣が決定した、独立行政法人等の組織・業務全般の見直し内容。

- 次期中長期目標期間中に法人が実施すべき業務等を記載。

3. 全体のスケジュール

平成27年

- | | |
|-------|---|
| 1月9日 | 総務省政独委が「勧告の方向性」をとりまとめ、各主務大臣に通知 |
| 1月26日 | 独立行政法人評価委員会(書面審議、期間は20～26日)にて、原子力機構の中長期目標(案)について意見聴取 |
| 1月30日 | 文部科学大臣が独立行政法人等の組織及び業務の見直し内容を決定
次期中長期目標(案)に対する意見を政独委に照会 |
| 2月25日 | 総務省政独委にて、独立行政法人等の次期中長期目標(案)について意見聴取 |
| 2月26日 | 独立行政法人評価委員会にて、独立行政法人の中長期計画(案)等について意見聴取 |
| 4月1日 | 文部科学大臣、経済産業大臣、原子力規制委員会が次期中長期目標を指示、次期中長期計画を認可 |

(参考)関係条文等

○独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)(抄)

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六六号)

(準備行為等)

第二条 この法律による改正後の独立行政法人通則法(以下「新法」という。)＜中略＞第三十五条の四第一項の規定による同項の中長期目標の策定＜中略＞並びにこれらに關し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、新法＜中略＞第三十五条の四第一項から第四項まで＜中略＞の例により行うことができる。この場合において、新法＜中略＞第三十五条の四第三項中「委員会」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)による改正前の第三十二条第三項の政令で定める審議会」と、同条第四項中「審議会等(内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第三十七条若しくは第五十四条又は国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるもの(以下「研究開発に関する審議会」という。)」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)による改正前の第十二条第一項に規定する独立行政法人評価委員会」とする。

2 <略>

3 第一項の規定により策定された指針、中期目標、中長期目標及び年度目標は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において、＜中略＞新法第三十五条の四第一項から第四項までの規定により策定された同条第一項の中長期目標＜中略＞とみなす。

○改正後の独立行政法人通則法(抄)

(中長期目標)

第三十五条の四 主務大臣は、五年以上七年以下の期間において国立研究開発法人が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中長期目標」という。)を定め、これを当該国立研究開発法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中長期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

- 一 中長期目標の期間(前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。)
- 二 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項
- 三 業務運営の効率化に関する事項
- 四 財務内容の改善に関する事項
- 五 その他業務運営に関する重要な事項

3 主務大臣は、中長期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

4 主務大臣は、前項の規定により中長期目標に係る意見を聴こうとするときは、研究開発の事務及び事業(軽微なものとして政令で定めるものを除く。第三十五条の六第六項及び第三十五条の七第二項において同じ。)に関する事項について、あらかじめ、審議会等(内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第三十七条若しくは第五十四条又は国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるもの(以下「研究開発に関する審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

5 <略>

6 <略>

(中長期計画)

第三十五条の五 国立研究開発法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中長期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中長期目標を達成するための計画(以下この節において「中長期計画」という。)を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中長期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- 二 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- 三 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画
- 四 短期借入金の限度額
- 五 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
- 六 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- 七 剰余金の使途
- 八 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

3 <略>

4 <略>

○独立行政法人の目標の策定に関する指針(平成26年9月2日総務大臣決定)(抄)

III 国立研究開発法人の目標について

8 通則法第35条の4第4項「研究開発に関する審議会」について

研究開発に関する審議会は、研究開発の専門性等に鑑み、3つの法人分類のうち国立研究開発法人の分類のみに制度的に明確に位置付けられている審議会であり、主務大臣が国立研究開発法人の中長期目標の策定及び評価をするに際して重要な役割を果たすことが期待されている。

そのため、研究開発に関する審議会の委員構成は、高度な知識及び経験を有する者からなる、専門性と多様性の双方を重視したものとする。主務大臣及び国立研究開発法人が中長期目標・中長期計画を策定するに際して、社会のニーズに配慮し、国内外の幅広く高い識見を踏まえてしっかりと練り上げられたものとするために、第三者の立場から、社会的な見識、科学的知見、国際的水準等に即して適切な助言を行い、客観的に確認する。

国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」等を評価するための評価軸についても、主務大臣、国立研究開発法人の長とともに確認し、適切な提言を行う。

なお、複数の主務大臣が所管する国立研究開発法人に係る研究開発に関する審議会については、各主務大臣が所管する業務に関する事項はそれぞれの審議会が分担し、全体に関する事項及び共通して所管する事項については主務大臣間で協議して審議会を開催するなど、国立研究開発法人の中長期目標の策定等に係る負担が過大なものとならないよう合理的な運用が図られることが必要である。